

介護人材確保助成金

介護事業への進出や介護サービスの高付加価値化等に伴い、新たに人を雇い入れた事業者に、雇入れ1人当たり90万円(短時間労働被保険者については25万円)を1企業あたり最大6人まで支給する制度です。

主な支給要件

介護分野における「新サービスの提供等」を行う事業主であること。

「新サービスの提供等」とは...

主たる事業が介護事業以外でも可!

介護事業の新規創業	他事業からの介護事業への進出	支店の増設等による営業、販路の拡大
従来実施の介護サービスに加え、別の介護サービスを新規実施	サービスの高付加価値化(c f)	

雇用保険に加入していれば(今後加入予定でも可)医療法人、社会福祉法人、NPO法人、ホームヘルパー等介護専門職の派遣を行う労働者派遣事業者でも対象となる他、個人事業者も対象となります。(c f)「サービスの高付加価値化」とは、例えば...

交替制の導入による20%以上の週サービス提供時間の延長	開所日の増加
入浴回数増加等のサービス提供回数増	介護福祉士資格を有するケアマネージャーの増員

雇用保険の一般被保険者(週20時間以上労働)として人を雇い入れること。

ホームヘルパー等介護業務そのものを行う者のほか、当該新サービスの提供等に係る部署の事務的職種の者など介護専門職以外の者も対象となります。

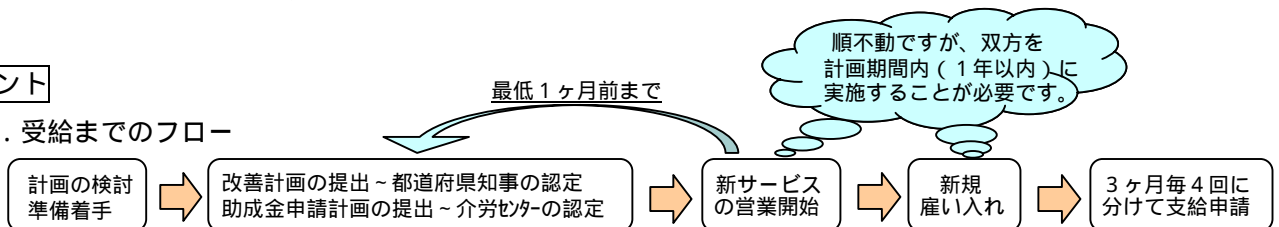
対象労働者は、新サービスの提供等に係る部署等において原則として1年以上勤務する者であることが必要です。但し、介護サービス分野内でのローテーションであれば、例えば、新サービスの提供にベテランを配置し、そのポストに(後任として)新規採用者を配置することも認められます。上記、「新サービスの提供等」及び「雇入れ」の最低1月前までに行政へ計画を提出すること。

予約が混み合いますので、最低1月半は見ておいた方が無難です!

計画提出の前6ヶ月~支給申請までの間に、当該事業主に係るすべての事業所において会社都合の解雇等をしていないこと。

ポイント

1. 受給までのフロー



2. 付帯する助成制度

この助成金を受給できる場合、付随的にいくつかの助成金を併せて受給できる場合があります。

介護能力開発給付金(教育訓練等)	新規・成長分野雇用創出特別奨励金(リストラ離職者採用)
介護雇用管理助成金(就業規則作成等)	
介護雇用環境整備奨励金(設備改善等)	

詳細については、各々のリーフレットをご参照下さい!

3. 本助成金を過去に受給したことがある場合でも、1年間のクーリング期間を空ければ再受給できます。

ご参考 介護サービスの種類

介護保険法の規定による介護サービス		その他の介護サービス
施設サービス	居宅介護サービス	
介護老人福祉施設の介護等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護	在宅介護、在宅入浴介護
介護老人保健施設の介護等	訪問リハビリテーション	要介護者等に対する移送サービス、配食サービス
介護療養施設の介護等	通所リハビリテーション	老人訪問看護事業における療養上の世話
居宅介護支援	福祉用具の貸与	要介護者等に対する福祉用具の販売
居宅介護支援	通所介護	家事援助
	短期入所生活介護、短期入所療養介護	訪問理美容サービス(専任要)
	痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護	精神障害者グループホーム
	居宅療養管理指導	徘徊老人探索サービス(審査あり)etc